

新型コロナウイルス感染症対策に係る支援等の実施に 関する決議

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しており、国においては全国的で急速な感染拡大を防止するため、一部の区域を対象に緊急事態宣言を発出しており、本県においても新型コロナウイルス重点対策が講じられている。

本市においても、福祉関係施設、医療機関等でクラスターが発生するなど、感染者数の増加により、医療提供体制への影響も懸念されている。

更には、全国的な旅行、宴会等の自粛により、観光関連産業、飲食業関連産業等をはじめ、地域産業全般にわたり様々な影響がでて

いる。
このような本市の状況、更には全国的な自粛ムードや先行きが見えない社会情勢により、市民の経済活動が著しく停滞するとともに、企業活動に多大なる影響が出ていることを踏まえれば、国や県による事業者に対する経済対策に加えて、早急に本市独自の支援策の検討と実施が極めて重要と考えるものである。

よって、市においては、財政の健全性を確保しつつ、市民の健康の確保、生活の安定及び地域経済の回復を最優先事項と捉え、国、県、医療機関等との連携を図りながら、下記事項について、早急に対策を講ずるべきである旨を決議する。

なお、市議会としても、住民福祉の向上を目指し、市民の生命と暮らしを守るため、安定した市政運営が図られるよう全力で取り組

む決意である。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される中において、適切な医療体制が確保できるよう、引き続き関係機関との連携を図ること。また、新型コロナウイルスワクチン接種を安全かつ円滑に実施すること。
- 2 小規模・中小企業をはじめとする全ての事業者が経営と雇用を継続できるよう国・県等の支援策に加えて、市独自の支援策を早急に実施すること。
- 3 上記のほか、市民生活の安定のため、必要に応じて市独自の新たな支援策を検討すること。

令和3年3月5日

会 津 若 松 市 議 会